

議案第70号

福岡市再生水利用下水道事業に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、料金の額を改める必要があるによる。

福岡市再生水利用下水道事業に関する条例の一部を改正する条例

福岡市再生水利用下水道事業に関する条例（平成15年福岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 利用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にまたがる再生水の利用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の調定（利用水量に基づき料金を決定することをいう。以下同じ。）が行われるものに係る料金（施行日以後初めて調定が行われる日が同年11月1日以後である再生水の利用にあっては、当該調定が行われたもののうち、施行日以後初めて調定が行われる料金を前回調定日（その直前の調定が行われた日をいう。以下同じ。）の翌日から起算して施行日以後初めて調定が行われる日までの期間の月数で除し、これに前回調定日の翌日から起算して同年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）の算定については、この条例による改正後の福岡市再生水利用下水道事業に関する条例第20条第2項の規定中「100分の110」とあるのは「100分の108」とする。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。